ホ　不動産の売買の状況

区分		売付	買付	合計	備考
賃貸用	建物	百万円	百万円	百万円	
	土地				
	その他				
賃貸用以外	建物				
	土地				
	その他				

ヘ　その他の特定資産の売買の状況

区分	売付	買付	合計	備考
	百万円	百万円	百万円	

（注意事項）

1　当期中に行われた有価証券の売買、デリバティブ取引及び不動産の売買等の状況を記載すること。

なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を主たる投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。

2　「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。

3　「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下この３において同じ。）を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第２条第22項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第22項第３号及び第４号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。

「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には法第２条第21項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ト　金融商品取引行為の相手方の状況

相手方	取引額	備考

（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この⑵において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この⑵において同じ。）を記載すること。

2　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

3　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤　投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ　投資信託

投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	特定資産組入比率		基準価額	過去１年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

（注意事項）

1　単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに分けて記載すること。

2　記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託会社から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託財産を引き継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。